

2011年7月1日

国民生活センターの在り方見直しについて

消費者委員会
委員 中村雅人

(本日の臨時委員会は、所用により出席できませんので、書面による意見表明を致します。)

1 今の状況を正しく認識すること

消費者庁と国センによるタスクフォースの取りまとめに対し、パブリックコメント、公開ヒアリング、マスコミ等からこぞって出ているのが、国センの消費者庁への一元化への懸念であり、逆にこれを歓迎する意見は殆どない。

このような現象はどうして生じたか。

原因の第1は、地方消費者行政強化のために国民生活センターの充実強化が必要であると認識され、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則、同関連3法審議における衆参消費者問題特別委員会における附帯決議のかたちで、国会の総意とされたことが、未だ完成途上にあるのに、消費者庁に一元化することによる国センの組織の廃止が表明されているからである。

まずは、国センを充実強化し、その後に消費者庁、消費者委員会との関係を含めて検討するのが、順序とされているのに、それを守っていないから、反発を招くのである。

原因の第2は、消費者庁の進め方が、平成22年12月7日の行政刷新に関する閣議決定を根拠にして、「一元化・廃止」を強行しているように見えるからである。

閣議決定といえども、国会の意思を尊重すべきであるのは、三権分立をとる日本国憲法の当然の要請である。国会の意思を執行するのが行政の仕事であるからである。

もうひとつ、あえて言わせていただくと、国民の反対は、消費者庁に対する信頼度のあらわれでもあるということである。消費者庁に期待された機能から見ると現状は大きく遅れている。その消費者庁が、「国センと一緒にすれば現場に根差した行政ができるので、これからは大丈夫」と繰り返しても、それだけでは国民は納得しない。「現場に根差した行政」は、一元化しなくても、連携をうまくやればできることである。

2 今必要なこと

第1に、消費者庁は、今の体制でもできることを国民の期待に添うよう積

極的にやってほしい。本来業務の企画立案に、この2年間見るべきものがなく、法改正や新規立法は1本も提出されていない。消費者庁設立前から懸案となっている消費者契約法、景品表示法、特定商取引法などの改正すら提案されていない。

情報提供や注意喚起は、永年国民が慣れ親しんだ国センからの発信がある。そこを消費者庁でも発信し、二重行政だ、と批判するのは、上記期待された企画立案の成果を出さずに言っても説得力に欠ける。

第2に、国センや消費者委員会等から出された数々の懸念に対する消費者庁の意見は、ことごとく抽象的で、何ら説得力がない。

そこで、具体的な事例をもとに議論していただきたい。

私が、6月24日の消費者委員会で、貴金属の買い取り訪問販売の事例で検討してみようと申し上げたのはその趣旨からです。

貴金属の買い取り訪問販売による消費者被害が多発し、国センに多くの相談情報が集積された。この段階で必要なのは、さらに拡大しそうな状況にあっていかに被害の拡大を防止するか、と被害者をどのように救済するか、である。

先ず、問題意識を持って動き出したのは、国センである。いち早く国民に情報提供しようとしたが、特定商取引法や古物営業法との関係がありうるので、法律所管庁の消費者庁、警察庁と事前協議を行った。

所管庁としては、法の厳格な解釈を主張することになり、柔軟な法解釈や立法の不備を認めるような公表記述は否定される。

結局、国センから公表された内容は、特定商取引法や古物営業法との関係には一切触れず、具体的救済方法も示さず、「気をつけましょう」というだけの情報提供に終わった(2010年12月21日)。

これで、初期の目的であった被害の拡大防止と被害者救済が達成できるでしょうか。残念ながら、国民への情報提供や相談処理としてはあまり役立っていない。このようなことにどうしてなってしまうのか。国センが消費者庁に一元化されたら、この事態は改善されるのか。いや、むしろ一層公表が委縮して行くことが容易に予想できる。

また、公表前の協議の過程で、消費者目線で見たととき、特定商取引法や古物営業法は、典型的な事業者による販売と消費者による購入という図式を前提にしているが、買い取り商法は、法の想定から完全に外れているために改正の余地があることが指摘されたと思う。これについては、消費者庁は、所管法の改正を直ちに検討したか？警察庁に司令塔として法改正を要請したか？それこそ消費者庁の本来業務である。国民は消費者庁にそのような動きを期待している。

しかし実態は、本年3月7日に行政刷新会議から指摘され、消費者委員会が

らも問題指摘され、ようやく7月1日に消費者庁長官の検討会が発足するようであるが、昨年12月の情報提供から6か月以上を経過している。この間にも被害者は日々増加している(*国センにはこの6か月で同種相談が何件増加したのか明らかにしてほしい)。

なお、タスク取りまとめ案では、一元化した場合には、法制上の問題点については、「消費者政策レビュー会議」にかけられるようだが、内部で検討を進めるだけになり、表に出ないことになる。そうすると、これまで、消費者・消費者団体が国民生活センターの政策提言をみて、次の運動につなげていく等の、消費者基本法でいう「消費者が必要な情報を得て、消費者の意見を政策に反映させる」ことができなくなる。

消費者庁は、国センと一体となるより、分業して企画立案にもっと集中する方が国民から歓迎されるはずである。